

青森県報

第三千九百六十六号

平成二十七年
三月六日

(金曜日)

目次

告示

潜水調査業務の競争入札参加資格……………(水産振興課) ……一

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……六

大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……七

争議行為の通知の公表……………(労政・能力) ……八

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院局) ……八

告示

青森県告示第百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十七年六月一日から平成二十九年五月三十一日までの間において、潜水調査業務(水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。)の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(一)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(二)の申請の時期及

び方法等を次のとおり定め、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十七年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

2 三に規定する潜水業者資格審査申請書(添付書類を含む。)(重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。

3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十七年四月一日から同月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)(次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 1 会社概要(第二号様式)
- 2 経営規模総括表(第三号様式)
- 3 潜水調査等実績調書(直前二年分)(第四号様式)
- 4 潜水技術者等経歴書(第五号様式)
- 5 潜水器具・装置の設備状況(第六号様式)
- 6 貸借対照表(直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- 7 損益計算書(直前二年の各事業年度における決算によるもの)
- 8 申請者の登記事項証明書等
- 9 納税証明書(次に掲げる税目について、未納及び滞納がないことの証明)
 - (一) 法人の場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税
 - (二) 個人事業者の場合
 - 消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平成二十九年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

青 森 県 知 事

殿

平成 年 月 日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

会社概要

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 設立
- 4 資本金
- 5 営業種目

経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算		直前第1年度分決算		年間平均実績高 (1) + (2)
	年 月から 年 月まで(1)	千円	年 月から 年 月まで(2)	千円	
平均生産額 又(注販売額)					2
区分	直前決算時	剰余(欠損) 金処分	計	決算後 増減額	合計
資本金					
積立金 (準備金)					
自己資本金 次期繰越利益 (欠損金) 計					
職員数	技術関係職員 人		事務関係職員 人		計 人
	その他(単純労 務等)職員 人				
経営比率	流動資産()千円		流動負債()千円		%
	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 =$				
営業年数	創	業	現組織への変更	営業年数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年	年

(小数点以下切捨て)

第4号様式

潜 水 調 査 等 実 績 調 書

発 注 者	元請け又は 下請けの別	件 名	業務履行場所	請負代金 の額	着手年月	履行(予 定)年月

第5号様式

潜 水 技 術 者 等 経 歴 書

ふりがな 氏 名					
生年月日					
本 籍					
現 住 所					
最終学歴					
資格免許	種 類	番 号	取得年月日	備 考	
職 歴					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
潜 水 調 査 等 経 歴					
従 事 期 間	潜 水 調 査 等 名	発注機関名			
賞 罰					
上記の通り相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印					

(注)資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
むつ柳町複合商業施設
むつ市柳町三丁目二四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 2 NTTファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目二の一
代表取締役 前田幸一
- 3 株式会社タムラ
むつ市小川町二丁目五の二六
代表取締役 田村博文
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 2 株式会社ツルハ
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二二
代表取締役 鶴羽順

3 未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、〇一九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二〇〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二〇五・四八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

五九・〇七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時（ただし、年間十日は午前五時） 閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前六時 閉店時刻 翌午前零時

(三) 未定

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(一) 駐車場

午前八時三十分（ただし、年間十日は午前五時）から午後十一時三十分まで

(二) 駐車場

午前五時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十七年二月十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年七月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	一八二台	平成二七・〇・一五
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の出入口の数及び位置	五か所	
大規模小売店舗の設置に関する事項	五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	一五五台（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成二十七年二月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年七月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十七年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金の引き上げと雇用の確保、医療・介護・福祉労働者の大幅増員等

二 争議行為をなす日時

平成二十七年三月十二日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

生理検査波形ファイリングシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院 管理課

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年二月五日

五 契約の相手方の名称及び住所

東北化学薬品株式会社青森支店

六 契約金額

青森市問屋町一丁目八の二二

七 契約の相手方を決定した手続

三千二百四十万円

八 入札の公告を行った日

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十六年十二月二十六日

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭